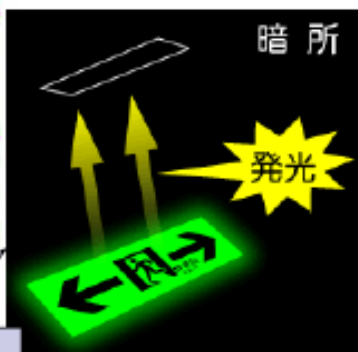


全国で選定・認定された製品（一例）



杉間伐材を使った
木製バッグ
H18.10にグッドデ
ザイン賞を受賞。
ニューヨーク近代美
術館でも販売。



蓄光性磁器
蓄光式避難誘導標識とし
て東京都消防庁の認定を
受ける。

パロ
アザラシ型のメンタルコミ
ットロボット。

コミュニケーション絵本
会話障害者のための意思
伝達用会話型絵本。



ネットワーク設立の趣旨

各都道府県ごとに販路開拓の支援策は種々実施されている。
マーケティング調査 / 見本市出展補助 / プレゼンテーション会の実施 等

併せて、

販路開拓を行うには、県の枠を超えた連携ができれば大きな効果
品数が増えることによるPR効果、知恵を結集した新たな販路開拓支援策の誕生
企業同士の出会い(事業連携など)によるシナジー効果

そこで、

トライアル発注全国ネットワーク設立を提案

ベンチャー企業の販路開拓という共通の目的のため、支援策の検討、効果的な情報
発信や企業同士の商談会の実施に向け全国の都道府県が横の結束を図る。

「トライアル発注」製品の販路開拓を重点的に支援し、企業の成長を通じて、地方
発の「ベンチャー・中小企業支援策」の確実な成果を挙げたい。

地方自治法施行令等(抄)

○地方自治法施行令

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により**随意契約**によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が**新商品として生産する物品**を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、**買い入れる契約**をするとき。

(略)

○地方自治法

第二百三十四條 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、**随意契約**又はせり売りは、**政令で定める場合に該当するときに限り**、これによることができる。

(略)

○地方自治法施行規則

第十二條の三の二 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該**新たな事業分野の開拓の実施に関する計画**(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて**確認**するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る**新商品が、既に企業化されている商品とは**通常取引において若しくは社会通念上**別個の範疇に属するもの**又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一 新商品の生産の目標

二 新商品の内容

三 新商品の生産の実施時期

四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

(略)

官公需法(抄)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(「官公需法」)

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合(以下「組合」という。)
- 2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

- 2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。)と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(略)